

策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本県では、これまで、数次にわたるプランに基づき、様々な障害福祉施策を推進してきたところですが、「やまぐち障害者いきいきプラン(2018～2023)」の計画期間満了と、障害者総合支援法の改正等の制度改正や本県の障害者を取り巻く環境の変化等を踏まえて、「やまぐち障害者いきいきプラン(2024～2029)」を策定し、保健・医療・福祉・教育・雇用・住宅など各般にわたる障害者のための施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

2 計画の位置付けと役割

- この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づく「都道府県障害者計画」として位置付けます。
- この計画は、県民をはじめ、家庭、職場、学校、地域等が一体となって取り組む「行動計画」であり、県、市町及び関係者・関係機関における事業推進の「基本方針」となるものです。

3 計画期間

この計画の期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とし、障害者総合支援法等に基づく「障害福祉サービス実施計画*」(3年)の2期分と連動して、本県の障害者関連施策を一体的に推進します。

年度	H30 2018	R元 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
いきいきプラン	プラン(2018～2023)						プラン(2024～2029)					
県障害福祉サービス実施計画	第5期障害福祉計画			第6期障害福祉計画			第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
	第1期障害児福祉計画			第2期障害児福祉計画			第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

4 計画の対象となる障害者の定義

この計画における「障害のある人(障害者)」とは、障害者基本法第2条に規定する「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

※社会的障壁：障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

5 計画策定の基本的な考え方

各般にわたる障害福祉施策の着実かつ効果的な推進を図るためには、雇用、教育、医療等の様々な分野が連携した総合的な取組が必要です。

このため、学識経験者や労働局等の関係機関、障害者団体の代表等で構成される「山口県障害者施策推進協議会」において、計画の進捗状況を把握して適切な進行管理を行い、計画的に施策の推進を図ります。